

◎社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について

1 令和2年度総合教育会議における市長・教育長の協議

○上地市長

本日は、私の社会教育施設への想いについて、少しお時間をいただき、述べさせていただければと思います。

その前に、これまででも教育委員の皆さんにはお伝えしてきたかと思いますが、まず、私の子育てや学校教育への想いを、あらためて述べさせていただきます。

子育ては親だけではなく、近所の方、学校、商店街など、地域の大人がうまく関わり、社会全体で子どもを育て、子どもに関わるすべての人々が先生になる、と考えます。

しかし、その基本となるものは、あくまで学校での教育です。親だけではなく地域全体で子どもを育て、成長を見守ることによって、関わった人が皆、幸せを感じてくれる。そうした想いから、私はスクールコミュニティの取り組みや、その環境づくりを教育委員会の理解の下で、オール市役所で進めているところです。

実は私は、社会教育についても全く同じような考え方を持っています。

人は、生まれ、育ち、齢を重ね、終焉を迎えるという人生を、およそ80年をかけてたどります。学校教育を終えた以降も、自分に関わる、親、家族、お年寄り、自然、地域、伝統、歴史、文化、商いや企業活動などあらゆるものから、学び、獲得し、知的好奇心を高め、自らを啓蒙していきます。

私は、市民の皆さんに、この横須賀に住み、同じ時を過ごし、共有していることに喜びを感じ、人生のどの場面にあっても、健康で、知的好奇心に溢れ、己を啓蒙し、心豊かに暮らしていただきたいと切に願っています。

私は社会教育をそのように捉えており、さらにその中心的な役割を果たすものが社会教育施設ではないかと考えます。そうであるならば、社会教育施設は、一義的には教育委員会が所管するものの、人の一生に関わる全ての場面、すなわち行政においては、市の様々な施策と絡めながら、また、時には官民の垣根を越えて、企業の取り組みと連動させたりしながら、市民の皆さん的人生に寄り添い、学習機会を提供していくことがむしろ自然ではないかと強く感じているところです。

さらに、市民の皆さんには、社会教育施設に足を運ぶことにワクワクしてもらい、そこで学び、それがまた知的探求心を育み、心豊かになる。本市の社会教育施設にはそのようにあって欲しいと思いますし、要は市民がワクワクするような施設でなければ、外からの人を惹きつけることもできないのではないか

と思う次第です。

そのためには発想を転換し、仕掛け作りも積極的に行う必要があるのではないかと考えます。世界は猛スピードで変動しています。今までの価値観が覆され、新たな常識が生まれています。固定観念を捨て、発想の転換を図る時代とも言われています。我々行政はその先にいる市民の幸せに想いを馳せ、常にこの新たな時代の変化を感じ取り、適切に対応していかなければならないと思います。

令和元年6月には、社会教育関係法の改正が行われ、一定の条件の下で社会教育施設の所管を地方公共団体の長が管理することも可能となっています。本市の社会教育施設も時代の変化に合わせ新たな価値を付加し、創造し、進化させる時期に来ているのではないかと強く感じています。

とはいいうものの、これは私の方的な想いであり、現行のシステムにおいて、社会教育施設はあくまで教育委員会の所管事項です。この想い、社会教育施設が今後どうあるべきかということについて、教育委員会の皆さんでぜひご検討いただければと思います。

○新倉教育長

只今、市長から社会教育施設の今後のあり方について、ご提案をいただいたところです。

市長のお話にもありましたとおり、令和元年6月には、社会教育関係法の改正があり、地方公共団体の長がこれら施設を所管することが法令上は可能となっています。

このことは、地域の自主性や自立性を高めることを目的に行われたものと、私は理解しているところです。

市民の皆さまの人生に寄り添って、さらにワクワクするような社会教育施設となるためにはどうしたらよいのか。

この社会教育施設の今後の在り方については、教育委員会議をもって検討に入らせていただきたいと思っています。

2 令和元年6月の社会教育関係法の改正（職務権限の特例）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）」が公布・施行され（令和元年6月7日）、社会教育関係では、社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部が改正されました。

この改正により、従来のスポーツ、文化及び文化財保護に関する事務に加え、公立の社会教育施設の設置、管理及び廃止に関する事務について、まちづくり、観光など他の分野との一体的な取り組みの推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、教育委員会から首長部局へ移管することが可能となりました。

※ 法律の概要は、別紙参照

【参考1】教育委員会が所管する事務を市長部局で管理・執行する方式

区分	内 容			
職務権限の特例 (市長に、教育委員会の事務を移管する。)	根 拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項		
	方 式	条例の制定（教育委員会への意見聴取が必要）		
	効 果	市長が事務の管理執行権を有し、法的効果も市長に帰属する。（教育委員会には事務の管理執行権がなくなる。）		
	指揮監督	職員は、市長の指揮監督を受ける。		
事務委任 (市長部局の職員に、教育委員会の事務を委任する。)	根 拠	地方自治法第180条の7		
	方 式	市長と教育委員会との協議		
	効 果	教育委員会の委任を受けた市長部局の職員（副市長など）が事務の管理執行権を有し、法的効果は教育委員会に帰属する。		
	指揮監督	事務委任に関する事務を執行する上では、事務の委任を受けた職員（副市長など）の指揮監督を受ける。		
補助執行 (市長部局の職員に、教育委員会の事務を補助執行させる。)	根 拠	地方自治法第180条の7		
	方 式	市長と教育委員会との協議		
	効 果	教育委員会が事務の管理執行権を有し、法的効果も教育委員会に帰属する。		
	指揮監督	補助執行に関する事務を執行する上では、市長部局の職員であっても教育委員会の指揮監督を受ける。		

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、
条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものと含む。)。
 - 二 スポーツに関すること(学校における体育に関する除く。)。
 - 三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)。
 - 四 文化財の保護に関すること。
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

地方自治法

第一百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、
当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

【参考2】現在、本市教育委員会が市長部局に移管、委任している事務

区分	事務内容	根拠
職務権限の特例 (市長に移管)	スポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)	横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
事務委任 (市長部局の健康部長に委任)	横須賀市立看護専門学校に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務 (1) 議案作成についての市長からの意見聴取に対する意見の申出に関する事務 (2) 看護学校に関する教育委員会規則の制定及び改廃に関する事務。	教育委員会の権限に属する事務の一部を健康部長に委任する規則(教育委員会規則)
事務委任 (市長部局の市民部長に委任)	社会教育に関する事務のうち、次に掲げる事務 (1) コミュニティセンターを生涯学習の利用に供すること。 (2) 定期講座、講習会、講演会等を開催すること(教育委員会が行うものを除く。) (3) 生涯学習に関する情報の収集及び提供を行うこと(教育委員会が行うものを除く。) (4) 図書館条例施行規則に規定する配本所(コミュニティセンターに設置するものに限る。)に係ること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、生活文化の振興、福祉の増進に寄与すること。	教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則(教育委員会規則)
事務委任 (市長部局の総務部長に委任)	社会教育に関する事務のうち、図書館条例施行規則に規定する配本所(市政情報コーナーに設置するものに限る。)に係る事務	教育委員会の権限に属する事務の一部を総務部長に委任する規則(教育委員会規則)
補助執行	教育委員会が市長部局の職員に補助執行させている事務は無い。	—

【参考3】他都市の先進事例

※ 地教行法に基づく職務権限の特例で、市長に移管している例

自治体名	令和2年3月まで	令和2年4月から (令和元年6月法改正)
大和市	<ul style="list-style-type: none">・スポーツに関する事務・文化に関する事務・文化財の保護に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・図書館、生涯学習センター及び青少年センターの設置、管理及び廃止に関する事務 を追加
綾瀬市	<ul style="list-style-type: none">・スポーツに関する事務	<ul style="list-style-type: none">・図書館、公民館、遺跡資料館の設置、管理及び廃止に関する事務・文化に関する事務・文化財の保護に関する事務 <p>を追加（令和3年4月から）</p>
神戸市	<ul style="list-style-type: none">・スポーツに関する事務	<ul style="list-style-type: none">・図書館、博物館、美術館及び生涯学習センターの設置、管理及び廃止に関する事務・文化に関する事務 を追加
豊田市	—	<ul style="list-style-type: none">・美術館等社会教育施設（図書館を除く）の設置、管理及び廃止に関する事務・スポーツに関する事務・文化に関する事務・文化財の保護に関する事務
岐阜市	—	<ul style="list-style-type: none">・図書館、歴史博物館及び公民館の設置、管理及び廃止に関する事務・スポーツに関する事務・文化に関する事務・文化財の保護に関する事務

3 本市の社会教育施設

No.	名称	設置根拠	所管課
1	横須賀市立中央図書館	図書館法 図書館条例	中央図書館
2	横須賀市立北図書館		
3	横須賀市立南図書館		
4	横須賀市立児童図書館 (横須賀市立中央図書館の分館)		
5	横須賀市自然博物館	博物館法 博物館条例	博物館運営課
6	横須賀市人文博物館		
7	自然教育園（馬堀） (横須賀市自然博物館の施設)		
8	自然教育園（天神島） (横須賀市自然博物館の施設)		
9	横須賀美術館	博物館法 美術館条例	美術館運営課
10	横須賀市立万代会館	万代会館条例	生涯学習課
11	横須賀市生涯学習センター	生涯学習センター条例	

※公民館は、平成19年度限りで廃止（地域自治活動センターと統合し、平成20年度からコ
ミュニティセンターとして市長部局が設置・管理）

廃 止	追浜公民館ほか8館	公民館条例	生涯学習課
	長浦地域自治活動センターほか9館	地域自治活動センタ 一条例	市民部市民生活課 (市長部局)



統 合	追浜コ ミュニティセンタ ーほか18館	コ ミュニティセンタ 一条例	市民部地 域コ ミュニティ 支援課 (市長部局)
--------	---------------------------	----------------------	--------------------------------------

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律 の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）の概要

令和元年6月
内閣府地方分権改革推進室
令和元年5月31日成立
令和元年6月7日公布

■ 第9次地方分権一括法

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

■ 改正内容

【13法律を一括改正】

A 都道府県から中核市への事務・権限の移譲（1法律）

- 介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲（介護保険法）

B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（12法律）

- 幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)
- 公立大学法人が、設立団体の長の認可を受けて、大学業務及び当該業務に附帯する業務に該当しない土地等を貸し付けることを可能に（地方独立行政法人法）
- 公立社会教育施設（博物館、図書館、公民館等）について地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能に（社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）
- 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従るべき基準から参酌すべき基準に見直し（児童福祉法）
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が、一定数量の火薬類を都道府県公安委員会の許可なく譲り受けることを可能に（火薬類取締法）
- 都道府県建築士審査会の委員任期について、都道府県が条例で設定できるよう見直し（建築士法）
- 食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止（健康増進法）
- 建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止（建設業法）

■ 施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (社会教育関係抜粋)(概要)

趣 旨

教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関(以下「公立社会教育機関」といふ。)について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。

概 要

公立社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務について、地方公共団体の判断で条例により、教育委員会から地方公共団体の長へ移管することを可能とする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第1項第1号関係)

※ 教育委員会から地方公共団体の長への事務の移管については、既にスポーツ、文化及び文化財の保護について可能。

※ 事務の移管に係る条例を制定又は改廃する前に、地方公共団体の議会は教育委員会に意見を聴かなければならないこととされている(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第2項)。

公立社会教育機関を移管する場合に、学校教育との連携や教育の中立性等の確保の観点から、社会教育の適切な実施を確保するため、教育委員会の関与に関して一定の規定を設ける。具体的な規定は以下のとおり。

- 地方公共団体の長がその所管する公立社会教育機関の管理運営に関する規則の制定を行う際には、教育委員会に協議するものとする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第33条第3項関係)

- 移管される公立社会教育機関に関する事務のうち、教育委員会が所管する学校、公立社会教育機関等における教育活動と密接な関連を有するものとして、規則で定めるものの実施に当たっては、あらかじめ地方公共団体の長が教育委員会の意見を聴く。

(社会教育法 第8条の2関係)

- 教育委員会は、必要と認めるときは、公立社会教育機関に関する事務について地方公共団体の長に対して意見を述べられることとする。

(社会教育法 第8条の3関係)

施行期日

公布の日